

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和8年8月19日（水） 午前10時00分～午前11時38分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 5 番 野々山 啓、 6 番 今原 ゆかり、 8 番 岡田 公作、
9 番 長谷川 広昌、 10 番 北川 広人、 11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、
13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克

オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（2 番）荒川 義孝

2. 欠席者

7 番 福岡 里香

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 代表質問の導入について
- 2 関連質問の運用の明確化等について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名ですが、本件については副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

それでは、付議事項に入る前にお伝えをさせていただきますけれども、テーマ3で取り上げておりました一般質問の日程につきましては、テーマ1の代表質問の導入についての協議に関連することも考えられ、現時点で協議を進めることが難しいため、本日は協議事項としては取り上げておりませんので、御了承いただきたいと思います。

《議 題》

1 代表質問の導入について

委員長 この件につきましては、先回の委員会において近隣市の実施状況を参考資料として配付しましたが、追加で各市の議員定数や会派の数、代表質問の日程などについての項目も入れてほしい旨の御意見がありましたので、本日の資料として追加をさせたものを配付させていただいております。

それでは、代表質問の導入を検討する上で、まずその在り方について、いま一度全員で協議をした上で、次に進めていきたいと思っております。

前回の委員会では、提案者である市政クラブさんから御説明をいただきましたけれども、委員間での共通理解という点ではもう少し協議が必要と感じております。

したがって、代表質問とはこういった制度なのか、こういった目的で行い、こういった効果、利点を求めているのかといった点について、委員間で共有できるよう御意見を伺いながら進めてまいります。

それでは、ここまでで市政クラブさんのほうから何か御意見がございましたら。

意（１） 私どもとしては、代表質問、もちろん導入をしていただきたいとお願いをしているところでございますが、まず、代表質問というのは、市長の施政方針とか予算が計上されたときに、議会として当局に大きくたず、市長の方針、また、この市はどうしていくのかということを担当していくような質問というのが代表質問であって、これは会派で代表を出すわけですが、議会としてただしていく、最初にその市長の方針、市長の姿勢、市の姿勢というのをただしていくというのが代表質問であると考えております。

これを導入することによって、当局にはそれなりのプレッシャーを与えることができるでしょうし、今後の市の在り方というのを皆さんで共有できるといったことができるのではないかと。そのためにも、この代表質問というのをぜひ導入していきたいというように考えております。

委員長 それでは、その代表質問の導入についての部分でありますけれども、今、市政クラブさんのほうからも御意見がございました。

前からお話があったと思いますけれども、委員長として申し上げますが、私のほうで他市の議会等、代表質問をどのような考え方でやっているかというものを若干調べさせていただいた中で、皆さんにも少しお伝えをしていきたいと思っておりますので、お聞きください。

代表質問とは、各会派がまとまって市長の施政方針や所信表明や重要課題を問う仕組みであり、市政の方向性を明確にし、会派の政策を反映させる効果を持つ。個人の一般質問とは異なり、組織的な政策論争が可能になると言われております。市全体の大きな方向性について深く議論ができるものと、それから会派の考え方や政策を強くアピールできるという利点があるというふうに伺っております。

会派というのは、どこの市もそうですけれども、今日皆さん方にお配りした資料を見ていただくと分かるように、２人以上あるいは３人以上を会派とすると、あるいは３人以上の会派においては代表質問ができるというような違いはあるものの、会派としてどのような形で代表質問ができるのかというところを議論をしていただけたらというふうに思います。

それでは、今の部分までを踏まえまして皆さんから御意見を伺いたいと思っておりますけれども、御意見のある方、いらっしゃいますか。

意（１３） まず質問なんですけど、委員長に対して。

今、代表質問がどういうものかっていうことを今おっしゃったんですけど、それは委員長の考え方なんですか。

それについては、高浜市議会では今まで代表質問を取り入れられていないので、それについて

は高浜市としての明確なものは今のところないというふうに私は理解しているんですけど、あくまでも個人的なお考えということでしょうか。

委員長 お答えしますけども、先に言ったように、他市の代表質問がどのような意味合いで行われているかというのを私なりに見聞きさせていただいた中で、こういうことではないかということをお伝えをしたわけです。

意（13） 私は、先ほど橋本委員がおっしゃったことが、高浜市議会において一般質問の中でも私は可能だと思うんですけど、それがちょっとできないっていう理由についてよく分からないので、教えていただきたいと思います。

意（1） 一般質問でもできるのではないかと倉田委員おっしゃるんですけども、確かにできるかもしれませんが、一般質問はやっぱり個別の細かいことが大きく質問されることが多いと思うんです。市全体のことについて、これからの高浜市の在り方についての質問というような意味合いで、一般質問と分けて代表質問という形でやっていったほうがより大局的なこと、また細かいことっていうのを進めていけるのではないかというふうに考えております。

意（13） 今まででもよく鈴木勝彦委員が最初に、最初じゃないときもありますけど、抽選によっては。市政クラブとしてっていうことで、大局的な質問、3月議会にされてきたんじゃないかなっていうふうに私は思っています。なので、別に私は今までもやれてたよなっていうふうに思いますし、前から言ってるように、やっぱり表をつくっていただいたのを見ても、ほかの議会っていうのはやはり人数が、うちが14名なんですけど、最低でも20名ってところで、誰でも遠慮することなく全員が質問はできるのかなと思いますし、逆にちょっとイメージがよく分からないんですけど、その市政クラブさんが言ってるのは、別日にその代表質問だけをやって、一般質問はその代表質問をやった人は別にやるっていうイメージなんですかね。代表質問した人は一般質問はやらずにっていうか、そういうようなイメージですか。

意（11） 私に質問がありましたので。

私の市政クラブは、市長に対して第7次総合計画に基づいて、市政クラブの6人の総意を持って意見書を要望書を提出しております。それに対しての各項目に対して私が代表して質問する場合、時間がないのでそれぞれのクラブ員によって分けて質問をさせていただいております。これは第7次総合計画でありますけれども、先ほど橋本委員からもありましたように、施政方針であるとか教育行政方針だとか予算だとか、そういうものに関しては質問をしたことはありませんので、ここは分けて質問することによって、より市民の皆さん方に分かりやすく質問ができる

のではないかとこのところ、相対的なことをここで聞くことが重要であると。これは一議員ではなくて、一議会の中の総意として、クラブを代表して質問をするということが重要であると考えております。

「議会の総意…」と発声するものあり。

意（11） 何言っとるか分からないのは、聞き取る力がないのではないですか。

意（13） すいません、議会の総意っていうことは、私たちもそこに意見を入れてもらわなきゃいけないんですけど、そこまでしていただけるんですか。議会の総意というのが私は分からなくて、これ会派で代表でやりたいっていうことですよ。会派の総意ですよ。会派で要望書を出されてるわけなんで、そこちょっとまずよく分からないんですけど。

意（11） クラブを代表して質問するということは、すなわち皆さん方にもつながることだと僕は考えておりますので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

意（13） いや、申し訳ないんですけど、クラブを代表してとおっしゃってるんですけど、私、クラブさんの要望書、情報公開請求で見えます。私の要望にないことは書いてますので、それは議会としては絶対できないと思いますよ。できないと思いますので、まずもってそこは議会としてやるっていうのは間違ってるんじゃないですかね。もちろん、やるんだっただけひび意見というか、やるに当たっての協議に入れていただかないといけないので、議会っておっしゃるんであれば。お願いしたいんですけど。

意（11） それはここで議論することじゃないので、進めていただきたいと思います。

意（13） だから、会派でやりたいんですよ、会派としてやりますよね。私たちは入れてもらえなくて、会派としての施政方針をただしたいといいんですよ。その方向で話し合いを進めていいですよ、鈴木委員。どうですか。

意（11） 一応、会派を母体とした代表者が質問をするということになろうかなと思いますので、やはり今言ったように一人会派である場合、質問ができないとなれば、会派を組んでいただいて会派の代表として質問していただく。あるいは、市政クラブの中にぜひこの意見も入れていただきたいという御相談があれば、我々も精査しながら入れる必要があれば、当然入れていくことも可能ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

意（13） いや、私は多様な意見でもって、議会っていうのはその中で精査して、議論して、熟

議を重ねていって、じゃあ結局どんなものがあるのか、決まらないところは多数決になりますけど、それが議会だと思ってますので。はっきり言って、別に私は自分の意見を市政クラブさんに入れてほしいとか、入れるとかそんなふうに私はやるのであれば、代表質問については全くもって根本的に反対しますね、そういうやり方であれば。

私は私の、私がお会派を組むかもしれないし、それぞれの会派さんだっただけでやれるところが、もし例えば2人以上だったら公明党さんだっただけでやれるわけなので、それを議会でっていうのは何かすごく違和感があるし、議会で2つ会派ができたならどうやって議会でやるんですか、代表質問。

私はおかしいなと思いますので、そういう考えであれば、全くもって根底からできないと思うので、反対です。

委員長 ちょっと多分イメージが、皆さん湧いているかどうかっていうのを考えたいんですけれども。委員長として言わせていただきますけれども、まず、所信表明、市長が代わったのはあの所信表明とか、それから期が新しく始まるときの施政方針とか、それに関しては早くても議会開会の1日前ぐらい。ということは、一般質問でいうと通告はもう終わってますから、それについては通告できないんですよ。だから、そこについて聞こうとするのであれば、自分が通告したものをを使って上手にそこに結びつけていくようなことがやれるなら、それは一般質問でもできるのかもしれませんが、物理的に通告後に出てくるものに対して質問ができないというのが通常の私の持っているイメージですけど、それをまず理解をしていただいて、一般質問でもできるからとかというものとはちょっと違う位置づけになるというところをまずイメージをしていただきたいなということ。

それから、もう一つは、先ほどから鈴木委員が言われてるところをもう少し私なりに理解をすると、代表質問というのはその会派の代表の質問かもしれませんが、やること自体は当局に対して、市長に対しての大きなプレッシャーになるわけですよ。これは議会として大きな役割があることだというふうに思います。

ですから、その部分を意義として捉えるべきではないかなということを、先ほど私こういうことで代表質問やられてるところが多いですよと言う話をしたときにも、それを踏まえてお伝えをしたつもりなんですけれども、大事なことは、当局側にいかに議会としてしっかりとプレッシャーを与えて、今後の進め方、そういったものを聞き出すかというところは大事なところではないかなということを思います。

私は、その差があるから代表質問の導入についてというものはテーマになり得るだろうなとい

うことを思いながら今までも進めてきてますし、今からもそれを思っ進めていきたいというふうに思ってます。でないと、議論する意味がないですからね、やる必要がないっていう話から入っちゃうと。

例えば、一人会派の方々、じゃあ権利がないから関係ないという話になりがちですけども、例えば国会なんかだと、一人会派が4人、5人集まって質問のための会派を結成して、時間を使わせてもらって質問しているという場面も見受けられます。これも議会の中でつくればいいルールですから、そういったふうでやっていくことも可能ではないかなというふうに思います。

だから、いかに自分たちが当局側に質問という形を通してプレッシャーを与えて、自分たちのその考えだけではこの行政というのは進まないんだというプレッシャーを与えなければ、議会の存在意義ってないと思うんですよね。

そういう意味合いで議論ができないかなというのが、私が皆さんに求めている共通の認識っていうとこなんですけど。これはあくまで委員長として今から議論を進めていく中で、どこを主軸にそれをやっていくのかっていうことを分かってもらうために今説明をしてるんですけども。

今言ったところで、何か御意見ございますか。

問（13） ちょっとすいません、私、ごめんなさい。記憶にないので、記憶にないというか記憶があやふやなので、事務局にちょっと確認したいんですけど。

これ市長の所信表明って、施政方針っていつ、いつも出てましたっけね、これ。告示の日じゃない。たしか何かちょっと後だったような気がするんですけど、いつでしたっけ、これ。

答（事務局長） 初日の前日に、皆様方にサイドブックスを通してお送りしておると思います。

問（13） ちょっと再度、議会事務局で分かることがあれば教えていただきたいんですけど。

ほかのこの近隣市、今こうやって表をつくっていただいているんですけど、ほかの議会において、その市長の施政方針っていうのは、初日の直前とかそういう段階で出てるんですかね。分かる範囲で教えていただきたいんですけど。何かもっと前に出てるものなのか、どうなんですか。

答（事務局長） 現在ははっきりとした資料を手元に持ってないんですが、各市まちまちなんですが、議会初日に配付している自治体もあれば、1週間前ぐらいに配付している自治体もございます。

意（13） 施政方針の内容が分からなければ、今後どういう形で2人以上の会派かどういうふうか分かんないんですけど、その代表者質問をやるかどうかについてもちょっとよく分かんないんですよね。ということは、ちょっとイメージ的に言うと、所信表明演説が出た後に通告をしてや

るっていうイメージになるんですか、委員長。私、よく分かんないんですけど。

委員長 代表質問というのは一般質問とは違いますので、通告制を取るか、取らんかというのは、これもまたルールづくりの中の話であって、それ今どうなんですかと私に聞かれても、それをやるっていうことになるのであれば、ここで決めてくださいっていう話です。

意（13） 今決めてくださいって言われたんですけど、うちの場合は、本会議初日の前日に施政方針が出るっていうことになると、そこから今プレッシャーっていうお話が委員長あったんですけど、大枠と言いながらも大枠の中でどこをプレッシャーかけていくかっていう点については、そこから考えてやらなきゃいけないってなると、なかなかうちの場合はすごく今の状況だと難しいのかなと思うんですね。そこで施政方針を見て、そこから考えて決めていく。その前に多分一般質問の通告があるんですよね。その一般質問の通告が、例えばこれも今後決めていくことかもしれないんですけど、よその自治体、これちょっと載ってないんですけど、例えば、豊田市さん、代表質問した人は同一定例会で一般質問はできないって書いてあって、西尾市もそういう方針ですよっていうのは聞いてるんですよ。そうなってくると、一般質問の通告しました、でもその後代表質問やっぱりやらないといけないからやりますってなったときに、そのあたりの整合性についても何かどうしていくのかなっていうのがよく分からないので、例えば…

委員長 よろしいですか。

今言われてることは、どこの決定に基づいて物を言われてるのか分かりません。何も決まってないんですよ。だから物理的にやれないという話がしたいんですか、どういう意味ですか。

意（13） ちょっとごめんなさい、最後まで聞いてもらっていいですか。

ですので、そうなんですよ。今の状況だと、物理的にはっきり言って、非常にうちの場合、難しい。やろうと思うと、もうどこでやって、一般質問の通告もどうするのかとか、全部、一旦白紙ぐらいにして考えないと、何かめっちゃくちゃやこしくなっちゃうなと思うんですけど、そのあたりは市政クラブさんはどういうふうに考えてみえるんですかね。

意（11） まずもって、ここに上がっている議題は、代表質問をやるかやらないかということを決定していただいて、今、13番さんが言われるようなことは、その後にしっかり決めていく。そして導入の時期はいつなのか、そういうものを決めていくスケジュールになるのかなと思いますので、今の段階は、この代表質問をどうするか、取り入れるかどうか、採用するかどうかを決定していただければありがたいかなと思っております。

意（13） そうなると、鈴木委員のおっしゃるように、まずやるか、やらないか決めましょっ

という話で、例えばやりますよって決まった場合、そうなるとはっきり言って、その通告から、日程から、全部多分一からやり直さないと難しいかなと思うんですね、今ぱっと考えるだけでも。

ということで、そういう方針でもやりたいっていう意見でいいんですかね。

意（11） 市政クラブとしてはそういう考えを持っておりますので、もし御賛同いただいて導入ということになれば、この9月にやるとか12月にやるということではなくて、来期に向けて新しい布陣になったときにそのスタートが切れるように整備していくという今段階だと思っておりますので。

とりあえず、今導入するかどうかを決めていただいて、それから導入決まった後は今のスケジュール、13番さんが言われるようなスケジュールをどうしていくのかということ、やっぱり当局と調整しながら進めていくのが順序かなと思っております。

委員長 今、議論の論点が様々になっちゃってますので、基本的にどういう手法でやっていくなら可能かどうかという話も今出ておりましたけれども、大事なことは代表質問というものをどのように議会が捉えて当局側にこれやりますよということを伝えるかというところだと思うんですね。それでなければやる意味がないじゃないですか。こうやったらやれるよねっていうことでやっていくだけの話なのか、それとも代表質問という新たなものを議会のほうが当局側に示すことによって、当局側に対してどういう議会に対する意識を持ってもらえるのかというところが最も大事なところだと思うんですけども。やり方とか何かでそれを示すことによって、それがもし見いだしていけるのであれば、あるいは議会の議員さんたちの公平感というものをどうやったら見いだしていけるのかとか、そういったものも含めてやっていくのであれば、具体的に各市のやり方が今ここにやってるところのやり方が出てますから、どういう方法がいいのかということ、を話し合っていけば、そこで見いだせるのかもしれないんですけども。

どういうやり方で進めていくのかをちょっと御意見として、伺いたいんですが。

意（13） 今回こうやって表をつくっていただいたんですけど、ということで私もいろんな議会のやり方っていうのをすごく学ばさせていただいたんですけど、さっきから言ってるように、市政クラブさんが具体的にどうやってやりたいのかっていうのが私はイメージがなかなか湧かないもんだから、今言ったみたいに、もし私だったらやるならやるでもいいんですけど、そうなった場合にすごく大きく変えないといろんなところに運用が難しくなっちゃうところがあるかなと思うんですね。何となくそれしか今頭の中になくもないもんだから、市政クラブさんとしてさっき委員長が代表者質問をやる意義っていうのを委員長がいろんなところの資料をまとめて自分

なりのお言葉で言われたんですけど、市政クラブさんとしてそのやる意義っていうのを、さっきちょっと橋本さんから言葉で言われたんですけど、しっかりちょっと文字で、やる目的と、それから、やるとしたらこういう方法だったらやれますよっていうのを提案していただかないと、はっきり言って何か話合いも進まないし、ちょっと今の状態だと議論にならないのかなと思うんですよ。

だから市政クラブさんとして、例えばそのほかの議会のを参考にさせていただいて、何かこうやって何日目にやって、で、一般質問はこうこうでやります。多分、施政方針はこの辺りで出てくるけど、市長にはこういうふうに変えてもらうとか、何かそういう何かちょっと分かりやすい文面での提案をしていただかないと、ちょっと今の状況だと話合いも進まないかなと思うので、ぜひそれを御提案いただきたいなと思います。

その上でやはり委員会の中で議論して、やれるのか、やれないのか、やるべきなのか、ちょっと難しいのか、そのあたりも判断していったらいいんじゃないかなと思うんですけど、市政クラブさん、いかがですか。

委員長 よろしいですか。

7月の第60回の議会改革特別委員会で、市政クラブさんから文章で提案理由の説明がなされております。そこから、多分、橋本委員、鈴木委員の発言ありましたけれども、何ら変わったことを言われてないですよ。

で、今言われたのは具体的なやり方を示せということだと思いますけれども、具体的なやり方を示すことによって意義が皆さんに伝わるのであれば、それは市政クラブさんにお願いをして出していただくような形を取りますけれども。

要は倉田委員が言っとるのは、やれるか、やれんか分からんからってということなんですか。そういうことで聞かれとるんですか、今。

意(13) だから私は、市政クラブさんが具体的にどういうふうにやりたいかっていうのは、なかなかちょっと私、ごめんなさいね、イメージができないんですよ。イメージができないし、今やりますって言っても、今のこの制度の中でポンってそれだけ入れるっていうのは今難しいかなと思うので、どうやったらできるのかなっていうのを私も今すぐには分かりません。分かりませんし、もしそれが分かっているのなら今言っていただけばいいし、それをできればこのiPadに入れて、こういうふうに自分たちは具体的にやりたいですっていう御提案をしていただかないと、はっきり言って何か議論が進まないかなと思うんですよ、あちこちに飛んじやって。

委員長 よろしいですか。あちこちに飛ばしとるのはあなたです。

今言っているのは、やり方の問題じゃないと初めに私言いましたよね。やる意義があるかないかの共通認識が持てるようなところを協議してくださいという話をしましたよね、一番初めに今日。前回も多分そのようなことを言ってると思いますけども。それが無いから、きちんとした具体的な話になっていかないんじゃないかと。

要は、多分、市政クラブさんは、自分ところは代表質問のやる権利があるだろうと、例えば他市の例を見ると。だけど、そうじゃない方々には興味のない話になってしまうといけないから、代表質問というのは議会として意義のあることなんだということをお伝えしたいということをして今日多分お2人は言ってると思うんですよ。それが共有できますか、ということなんです。できるのであれば、より具体的にこうやったらできますよねっていう、代表質問制度導入できますよねっていうことが、ここで議論ができると思うんですよ。

例えば、当局側に施政方針を10日前に出せと、単純な話じゃないですか。そういったこともこの中で決めて、それが決定すればそれを当局側に伝えていけばいい話なんです。ただ、そこを決めるっていうことと、それから当局側に依頼をするっていうことは、きちんと議会として代表質問制度を導入するという意義を皆さん共通認識を持った中でしか議長はできませんからね。全議員の総意ですと言って当局側に示すわけですから。それを心配してるんですよ。

意(13) だから、そのやる、やらないじゃなくて、私は今までもやってたと思うんですよ、市政クラブさんがね。やってたし、やれてたんだけど、あえてそれをつくりたいって言うんだったら、それをどうやってやるかっていうのが分からないっていう話をしてるんです。別に、今までも私はやってたと思うし、それで別に問題、私はなかったと思ってます。だけどそれをあえてやりたいって言うのであれば、それはどういうふうにやるんですかっていうことをお聞きしたいなっていうことで、お聞きしています。

だから、別にやっていいとか悪いとかじゃなくて、今まではやってたと思うので、別にそれでそれ以上の、あえてそういうところを設けたいんだったら、教えてほしい。

委員長 私の言ったことを全然理解されてないんで、あえてちょっと話の途中で恐縮ですけども、代表質問と一般質問は違うって話をしてるんですよ、元が。だから、今までもやれてたからっていう話ではないんですよ。その違うものとして導入、検討しませんかということをしてるんですよ、初めから。

「勝彦議員が今までやってたのと全然違う質問するってことですか、どういうことですか。それですよ。」と発声するものあり。

委員長 その質問の中身の話ですかね、今言われてるのは。そういう話じゃないんですよ。

代表質問制度というものは、制度としての重さの違いがあるんです、一般質問とは。ということを生懸命、今説明されてるんですけども。

意（14） 一度、きちっと今委員長が言われたみたいに、まず代表質問をやるかどうか。結果、今までうちがいろいろと一般質問をやってきたのは、いわゆる議員個人として、いわゆるこういったことを聞きたいとかいうことでやっとなんですけども、いわゆる代表質問は、会派を代表してやるというのが代表質問だという、そういう認識ですよ。だもんで、実際にこれから一番問題になってくるのは、じゃあ一人会派はどうするかとかそういったのがいろいろな問題になってくると思いますので。まず、一番最初に代表質問を導入するか、導入しないか。それが一番の元だと思うんですが。僕は今話聞いとるというと、別に代表質問を導入しても、僕は会派組んですから二人会派だもんで代表質問はできますもんで、一人会派だということと代表質問はできないわけじゃないですか、普通にいけば。だから、その辺のところを一回まず順番に入口から整理してって、最初に代表質問を導入するか、しないか。私は会派組んですから、代表質問を導入するのは私は問題ないと思います。

ですから、そういう形で聞いてっていただいて。一番問題になってくるのは、市政クラブさんはもう代表質問をやるのは賛成だよ。私も会派組んですから、代表質問をやるのは私は問題ないと思います。あと、公明党さんとか共産党さんとか、それから一人会派のところ、そういうところがどういうふうにするかというのを意見を聞いてもらったほうがいいと思いますけれども。

委員長 基本的に、代表質問を導入するということを前提の中で議論をしていかないと議論に多分ならないだろうということで、代表質問を導入についてっていうのをテーマにしたんですよ。元は。だから、やるにはどうしたらいいんだろうかという話は当然進めていくべきですけども、心配したのは、何度も言いますが、代表質問をやる意義が高浜市議会にはないという意見なのか、やるべきだと、やる意義があるんだというもののなのかと、そのどちらかなんですよ。

これについてどのように御意見をお持ちなのか。今ここで返答が難しければ、次回でも構いませんので。

新たな制度として代表質問制度を導入する意義が高浜市議会としては十分にあるんだということだと思える方、とりあえずここで一旦、採決じゃない挙手をできますか。

意義があると思われる方。

賛同者挙手

委員長 ありがとうございます。

まず、公明党さん。今、手が挙がらなかったんですけど。どうなんですかね、ちょっと考えが何かあれば。

意（6） 公明党としましては、最初から意見というか言わせていただけてるんですけど、やはり今の段階で、表をつくっていただいたんですが、ほかの市の方のやり方っていうか、やってらっしゃるところの方から意見を聞いたりもしたんですけど、今の段階では必要性を感じてないというところですよ。

委員長 あとは、倉田委員ですね。

意（13） そうですね。やっぱり国と違って、私たち、比例代表とか比例とかそういうのも何にもなく、一個人として選挙に出て、公党を名のってる人は公党を名のってるかもしれませんが、そういう状態で皆さんから選ばれてるっていうことを考えれば、別に今までどおり、市政クラブさんがその全体の市長の施政方針に対してやりたいっていうのであれば、一人の方がこれは一個人ではなくて会派としての質疑ですよっていうことを前提に言っていただけていただければ何ら問題ないのかなと思いますし、前も言いましたけど、ほかの議会と比べてうちは14人っていうすごく少人数の議員でやっておりますので、どうやっても全員が質問しようと思えば一般質問もできるというそういう機会もあることから、特に私はあえてそれを設けるっていうことはあまり今必要ではないというふうに思ってます。

さっきから言ってる重みが違うって言われるんですけど、その重みが違うっていうことが私はちょっと理解ができなくて、私たちは一議員として選ばれているので、一議員が一議員として一般質問をするっていうこともすごく重みがあると思ってますし、別に会派の代表としてやるっていうのも同じだと私は思ってますので、今、特に私は導入する必要はないのかなと思ってます。

もし導入するとなると、あと私たちもこれ9月がもう始まるってことで、もう日程も決まってるので12月もなかなか難しいかなと思うと、3月の1回だけっていうところで、そこまでにす

ごく大幅に当局ともやり取りをしなきゃいけないですし、通告のことについてももう一度全部考え直さなきゃいけないのかなと思うと、非常に何かちょっと負担が大きいのかなっていう面からも、これまでどおりで私は何ら問題を感じなかったもので、特に代表者質問の導入については今やるっていうふうには思ってません。

意（11） 何度も説明させていただきましたけれども、今、物理的に施政方針だとか、それから教育方針あるいは予算というものは一般質問の中に入れて質問していないと私は理解しております。今度は、そういう物理的なところを解決しながらしていけば、施政方針、教育方針を含めた市全体的な大きな課題に対して質問ができるということは大変有意義であると思いますので、これを取り入れることによって、一般質問と区別をするということが一番大事かなと思います。

そして、会派を代表して質問するということが非常に大事なことだと思いますので、当局に対しても、それだけのクラブを代表しての質問だということを理解していただいて、行政の運営に当たっていただける、そういう委員長いわくプレッシャーをかけるという、いい意味ですよ、いい意味でプレッシャーをかけるという意味で代表質問は非常に大事だということで、代表質問と一般質問は分けて日程を組むということが重要かと思いますので。

私は、市政クラブとしては、代表質問の意義を十分理解していただいて、導入に向けて進めていきたいと、そういうふう考えております。

意（9） 幹事長、市政クラブの鈴木議員がおっしゃってくれたんですけど、そちらの施政方針に対して会派が行う、代表質問を行う意義は大いにあると思っていて、その辺、公明党さんが何かさっきあまり意義がないみたいなことおっしゃったんですけど、公明党さん、本当に施政方針に対してする代表質問に対しては意義あるのかなと私は想像するんですけど、公明党さん、本当ないんですか。その辺ちょっと教えてください。

意（5） 今の御質問に対してのこの言葉のニュアンスが合ってるかどうかちょっと難しいところなんですけど、現時点で代表質問の必要性っていうのをちょっとまだ感じていないところがあったので反対というか、させていただいたところで、今後、必要性を感じるようになれば進めていくことになるかと思うんですけど、現時点ではまだ必要性を感じてないので反対をさせていただいたところになります。

委員長 皆さんにお配りしている他市の例のところの特に質問対象ですね。質問対象のところを見ていただくと、例えば、施政方針あるいは予算、それから総合計画、そういったものをテーマにしているということが多く書かれております。

私も伺ったところで言うと、予算の細かいことに関しては当然予算委員会がありますから、それぞれ3月定例会であれば、予算委員会で聞けばいいんですよね。だけど、そうじゃなくて、全体的な予算の構成の仕方がどのようになっているんだとか、どういう順番でプライオリティ持って予算の編成をして、なおかつ、このような事業に取り組むことになっていったのかとかっていうすごく大きな話をされるそうです。ですから、個別の予算、ここに幾らの予算がついてるとかっていうような話ではないレベルのところを質問することが多いというふうに伺っております。

今まで高浜市議会に限らずだと思いますけども、3月定例会の一般質問で予算に関してのものに関しては予算委員会で聞いてくださいと当局も平気で言いますし、それから、あえてそう言われるだろうし、そうすべきだという思いも各議員さんにあって、細かな予算のことを一般質問の中に組み込んで聞いたりしませんよね。これはもう何て言うんですかね、そういうモラルとは言いませんけども、そういうようなところで皆さん多分共通的な認識を持ってやってみえると思うんですよ、一般質問においても。

ですから、そのこのところもう少し代表質問というものに関して大きく捉えて、どうやったらそれがより意義のあるものとして使えるのかというところをやっぱりしっかり考えるべきかなというふうには思いますし、もしそこでその話をこうやったら導入できるんじゃないかと、こうやったら先ほど言ったように不公平感がないんじゃないかとかっていうようなことを議論していくことによって意義がもし見いだせるのであれば、そちらのほうをここで出して、先ほど倉田委員が言ったみたいに市政クラブさんから例えば出してもいいですよ、私が委員長案で出してもいいですけども、こういうやり方でどうだろうかという案を出して、それでもって意義に結びつけていけることができるということであれば、そのようなやり方を取りますけども。

どうしますか、そのほうが話が前に進みますか。

意(14) 委員長のほうで、一度、案をつくっていただいて、それでやっていただいたほうがいいと思いますけれども。

意(13) 委員長は、やっぱりちょっとすいません、議会のつていうか、この委員会の代表でありますので、ぜひとも私は市政クラブさんに出していただきたいと思います。多分、何かそういったこういった何かイメージというか、こういうやり方があるよつていうのがあると思うので、市政クラブさんのほうからお願いしたいと思います。

議長 ちょっと部外者で大変申し訳ないんですけど。先ほどから9月議会とか12月議会とかつていう言葉も出ているので、4月21日付で市政クラブさんが出している各会派からの協議案件

の一番最初の代表質問の導入についてというところを御覧いただきたいんですけど、代表質問とは、原則、新年度当初予算を審議する議会における市長の施政方針に対して規定数以上の会派から代表して質問を行うものでありって書いてあって、これって3月の予算が出る時しかないです。

先ほどから委員長も市政クラブの方々もそういうことをおっしゃってはいるんですけど、皆さんはつきり理解されていないようなのでちょっと申し上げますけれども、だから、市長が代わったときの施政方針と3月の当初予算における施政方針についてを聞くのが代表質問だよっていう、もうはつきり言ってそうなんです。

それで、今日の資料、前回からの資料もなんですけど、8月19日の議会改革の今日の資料ですね。皆さん、表ばかりちょっと御覧になってるかもしれませんが、2ページ目をちょっと御覧いただいて、碧南市さんがありますよね。碧南市さん、これ総括質疑という形で施政方針を一般質問のやり方で一人会派の人も施政方針について聞けるっていうようなやり方を取ってみえます。こうやって資料につけるってことは意義があるので、皆さんお忙しいとは思いますが、ちょっと隅々まで見ていただきたいなと私は考えているんですけども。

だから、こういったところにその案になるようなものが載っているんで、それを御覧いただいて、どういった案がほしいのかっていうのも一度自分自身で考えていただきたいなと思います。市政クラブさんに出してほしいという意見もありましたけど、他市の意見、他市の参考になる事案も載ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

問（13） すいません、今ちょっと議長のほうから2ページ目の資料の話があつて、私ちょっとこれ事務局に聞きたいんですけど、まず碧南市のほうは、これ総括質疑でやってるっていうことなんですけど、今ちょっとこれは補足なんですかね、誰でもできる、会派としては誰でもできるってことなんですか。それがちょっとここには書かれていないのでそれもよく分からなかったですし、だから全会派ができるっていう意味ですか、それは。ちょっとよく分からなかったのと、あとこの刈谷市さんのこの実施時期、これがこのちょっと文章だと具体的になんかよく分からなかったんで説明していただきたいなと思ってました。すいません。ちょっとこれ分かんなかったです。

答（事務局長） 刈谷市さんの実施時期なんですけども、基本、施政方針、教育行政方針等が終わった後、一般質問が終わった後にある程度の時間をおいてから代表質問的なことを行うという流れになっております。ですから、結構、議会の終盤に刈谷市さんの場合は行われている

というふうに伺っております。

問（13） ちょっとよく分かんなくて、すいません、勉強不足で申し訳ないんですけど。

この刈谷市さんのやり方っていうのは、全会派ができるっていうことなんですかね。ちょっとそのあたりが分からないのと、碧南市はさっき議長がおっしゃったように全部の会派がやる権利があるっていうことなんでしょうか。あとは、ちょっとこれよく分かんなくて、刈谷市のところで、一般質問と当初予算議案の質疑を合わせた質問質疑という運営をしてるって書いてあって、何かそうなる何かちょっとよく分かんないけど、一般質問っていうふうだと、なんかうちの関連質問と似てるのかなっていうふうに感じるし、そのあたりがよく分からないのと、そうなる、これは何て言うのかな、一般質問と当初予算の審議ということで、何かよくこれ何について、その後に質問質疑は制約がないって書かれてるんですよ。そうなる、何か施政方針に対する代表者質問なのかどうかっていうのがちょっとこれもよく分かんないんですけど。理解ができないので、もし何かちょっと補足で分かるところがあれば教えてほしいですし、碧南市さんと刈谷市さんのこの実施状況についてもどれぐらいの会派さんがやられてるのかっていうのについても教えていただきたいんですけど。今日、分かる範囲で今日は結構ですけど、今後ちょっとぜひお聞きしたいなと思います。

答（事務局 主任） 資料の見方がちょっと分かりづらくて、大変申し訳ございません。

碧南市と刈谷市さんにつきましては代表質問という形を取っていないということで、ほかの市は代表質問の中で当初予算とか施政方針に対して質問を行っているんですけども、碧南市と刈谷市については、代表質問という制度の中ではなく、一般質問、会派というよりは個々の議員さんにおいてそれぞれできる仕組みをつくってやっているということなので、ちょっと代表質問っていうわけではなくて碧南と刈谷は個々の議員さんにおいて3月定例会で施政方針や教育行政方針、当初予算について質問をできる場を設けているという意味で載せております。

碧南市さんは、総括質疑っていうのが、うちの総括質疑とはまた違う意味みたいでして、一般質問と、ここに書いてあるとおりなんですけれども、一般質問と施政方針演説、教育行政方針演説及び当初予算に対する質疑を総称したものを総括質疑と言って、3月定例会においてどの議員さんでもできる仕組みで行っているということです。

刈谷市さんについても、こちらがお聞きした設問が施政方針に対する質問ってどのように行ってますかっていう聞き方をこちらのほうがしたので、刈谷市では3月定例会の一般質問で当初予算とか施政方針に対して質問質疑という名称で運営してますよっていう御回答でこのように書

かせていただいてるんですけど。ちょっと書き方が分かりづらくて申し訳ございませんでした。

問（13） 今ので何となくちょっと分かってきたんですけど、非常にこれ本当に各議会ごとに運営は全然違うので、非常に何か書くのも難しいっていうのはよく理解できるんですけど、もう一個ちょっとお聞きしたいのが、この刈谷市、碧南市さんともこれは一般質問をやった人が、ここでもできるっていう理解でいいんですか。今の話だと、両方とも、特に会派の代表じゃなくて、どなたでもできるっていうことでいいんですよね。ちょっとその２点だけ確認お願いします。

答（事務局 主任） こちら代表質問という制度ではないので、１人１回の質問ですので、その一般質問の中ではほかの質問をやる方も見えますし、施政方針に対しての一般質問をやる方も見えると思うので、こっちやったから普通の一般質問できないとかじゃなくて。

「両方できる。」と発声するものあり。

答（事務局 主任） 一つだけだと。今の高浜市議会と一緒に、その定例会で１人１回の一般質問っていうことなので、両方できるっていうわけではなくて。

刈谷市さんと碧南市さんは３月定例会だけ、ほかの定例会とは違った運用をされているのかなと思います。

「一般質問と両方はできないんだ。どっちかなんだね。結局どれぐらいやってるかっていうのは分からない。」と発声するものあり。

答（事務局 主任） 一般質問と同じ運用なので、くくりは一緒に、普通の一般質問の中で３月は当初予算なり施政方針もできるよっていう運用なので、くくりが、普通の一般質問と代表質問のようなそういう当初予算を聞ける場が両方あるわけではないということです。

委員長 端的に言うと、一般質問の中で施政方針やそれから当初予算のことは聞けるからこういう言い回しをしないと、その質問の名前をこういう名前にしてるっていうことだけだと思いますよ、これだけ見ると。

それでは、先ほど議長からもありましたけれども、もうここで、それぞれがこういうやり方、ああいうやり方っていう出されてもなかなか進みませんから、市政クラブさんのほうから一度大ざっぱでも構いませんので、こういう案でどうだろうかっていうのを出示していただいて、それ

をベースにどのような形であれば意義ある代表質問の導入ができるのかということをおこの中でまた皆さんの意見をいただきながら議論していきたいと思ひますけれども、そのような進め方でおよろしいですか。

意(11) 市政クラブのほうでたたき台をつくれということであるならば、責任持ってつくりますけれども、先ほど議長が言われたように、もし代表質問をやるとするならば、皆さん方がこの方法なら代表質問を受け入れて導入に向かっているという意見も欲しいなと思ひますので。我々は我々で提案した以上はたたき台をつくる、そういう意見がありましたのでつくりますけれども、皆さん方からも前向きに導入するならこの項目をこうしてほしいというようになことを出してほしいなと思ひますし、それを一覽にして整合性があるところは進めていく、そごがあるところは、どこがそごがあるのか、どうしたらこれが整合性を持つていくのかというところを議論していく場にしていきたいと思ひますので。うちのクラブとしてはたたき台をつくることは問題ありませんけれども、ただそれに対してああじゃない、こうじゃないでは僕ら出す意味がないんで、せつかく出したならこの意見もあるというところをしっかりとめていきたいなと思ひておりますので、ぜひ私たちクラブも出しますけど、皆さん方の御意見があるならば、ぜひ出していただいて。導入するという前提で出していただければありがたいと思ひます。

委員長 それでは、様々な手法があつて、これはなぜ様々な手法が他市に多岐にわたりあるのかという、やる意義があるからこのやり方、例えば、先ほど言った碧南市さんや刈谷市さんはもう無理やりみたいな形のやり方にしか見えないんですけども、そういうのもやる意義があるから、それを3月定例会に取り入れてやっていると。これをよく御理解の上、また市政クラブさんからも言われました、皆さん方のこの部分に関してはこうしたら賛同できるとか、こうしたらもっと意義が深まるんじゃないかというような御意見をいただけるような議論になるのであれば、プランを上げていただくというお話がありましたので、そのことも踏まえて、一度、次回の日程もまだ難しいですけれども、進め方としてはそのような進め方をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

2 関連質問の運用の明確化等について

委員長 この件については、前回の委員会において、運用を明確にするために明文化してはどうかといった御意見や関連質問自体の廃止といった御意見も出ておりました。また、どういった疑

義があって、この関連質問の運用について協議することになったのかとの御意見もありましたので、本日はまず議長よりその件について改めて説明をいただいて、その疑義を明確にした上で進めていきたいと思いますので、議長、よろしくお願いいたします。

議長 関連質問についてですけれども、このたび関連質問の運用の明確化につきまして、私の依頼により協議事項として取り上げていただいて、現在協議を進めていただいているところでありますけれども、私の議事運営に対してどういった疑義があったのかについて、それを明確にした上での議論のほうが適切と考え、前回ちょっとそこはお話ししませんでしたけど、今回はちょっと少しお時間をいただき、御説明をさせていただきます。

さきの6月定例会の関連質問におきまして、その質問の内容が一般質問において十分に聞き取れなかった答弁の再確認や答弁の補足を行うものではなく、その範囲を超え、ほかの議員の一般質問に便乗するような質問であり、また、もともと質問を行った議員さんの意図と違った質問になっていたと感じた議員さんがいらっしゃったということでございます。

議長としましては、申合せにあるように1人1問、5分以内という範囲で認め、議事運営をしておりました。そういった声がありましたので、今後の議事運営に当たりましても同様なことが起こらないようにするため、運用の明確化をしていただきたいという考えであります。

また、この1問という解釈についても議員間で相違があるのではないかと感じておりますので、その点につきましても確認をお願いしたいと思います。

加えて、前回の委員会で、関連質問の廃止といった御意見もありましたので、併せて御協議いただければと思います。

決まらなかったら、私の案ですけれども、1人1問、1回、疑義を問うのみに限るとか、明文化をしてほしいと考えています。

私が議事運営をする中で、どこまでが人の質問を取ることになるのか、その人の質問に便乗するようなことになるのが私にははかりかねるということもありますので、どなたが議長をやっても議事運営に支障がないように、1人1問、1回、疑義を問う質問のみに関連質問は限るといような明文化をしていただけたらうれしいなと思っております。

また、先回の際に、13番議員さんの御発言で、手柄になる質問とか意味が分からないとか、その便乗するとかっていう、多分、私の今の言った説明でも分からないということを多分言われると思うんですけど、この誰のために一般質問をするのかって、市民のためにするんじゃないですか。でも、関連質問で聞いて市民にお伝えできるようにするっていうのは、それは御自分

の一般質問でやることであって、他人の質問を便乗してもっと聞いてあげようっていうことではなく、疑義を問うだけにしたい。関連質問はそういうようなものであるという認識がありますので、そのあたり明確にしたいと思っています。

議員としての権利が、市民にとって疑義を問うということが市民にとって、何て言うんですかね、幸福の追求っていうところに当たるとは思うんですけども、やはり一般質問はその個々の議員さんの地域課題や市政運営について疑義を持っていることに対してする質問でございますので、そのあたりはやっぱりその個人の権利や主張をきちんと尊重して一般質問を行うべきではないかというところもありますので、一度、皆さんに関連質問についてお考えいただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま議長より説明がありましたけれども、多分、議長自身が非常に自分の議事運営の中で疑義が生じてしまうところがあったのかなということでもあります。他の議員さんからもそういうお話があったということも今お話が出ておりましたけれども。

改めて関連質問の在り方、目的といった点について、皆さんから御意見をいただきながら、確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今後の在り方、必要性、こういったものを含めて御意見がある方いらっしゃいましたら。

意（11） 私どもも前回お話ししましたが、今、議長がいろいろ細かいルールをとということをお話されましたけれども、議事進行権というのは非常に難しいところだと思いますし、一般質問、関連質問をやる人にとっては、これは関連だと言えば通るところもあるかと思います。こういう議事進行権というのが議長にとって非常に曖昧な、曖昧なという言葉は悪いかもしれないけれども、非常に難しいところがありますので、私ども市政クラブとしては、そういうものも加味して廃止にしていきたいというふうに思っています。

意（13） 今の理屈で言うと、議長の議事進行が難しいから廃止っていうことなのかなと思いますし、先ほど議長が言っていた便乗するとか手柄とか、本当に何でそんな言葉が出てくるのかなと思うんですよね。やはり議会っていうのは、やはり熟議を重ねる場じゃないんでしょうかね。熟議を重ねるっていうのは、いわゆる皆さんの中でいろんなことの事柄を共通認識をした上で、やはり自分にはない視点をある議員がされて質問するっていうことは、本当にそれすばらしいことだと思います。それに対して、でも自分の中でまた疑問っていうのは湧いてきて、それがやはりさっき言った当局に対するプレッシャーにもなったりとか、市民からの疑義を明らかにする、

市政をただすっていう意味では、本当にこれすばらしい制度だなと思ってますし、やはりそれだからこそ議会があると思ってます。

なので、ただ単に今までつくってきた一般質問でも書かれてるものを読んで、お互いに読み合わせする。それだったら逆に議会って要らないですよ。ホームページにその議事録載せればいいだけです。そうじゃなくて、なぜわざわざこうやって議会というものがあるかという、やはりそこは議論する。議論するっていうのは、やはりほかの議員が質問したことに対しても必要だと思えば、そういうその人の手柄を取るとかそういう意味じゃなくて、やはり市民のためにきちんと聞くべきこと、市政、行政をただすべきこと。それをやるのが私たちの議員の使命じゃないんですかね。

ただ単に、議長がうまく、議事進行が難しいんじゃないか、うまくできないんじゃないかということをやめてしまうっていうのは、あまりにも私からすると乱暴ではないかと思いますし、先輩議員がこれ本当にすごく議論を重ねてつくられた制度だと思うんですよ。やはり開かれた議会、それを目指すには、やはり我々が質問できる権利、時間、それを逆に広げていく、それが大事なんじゃないですか。それを、私たちがやる権利を、全くもってこの関連質問をやめてしまうっていうのはあまりに私はちょっと乱暴ではないかなと思いますし、これをつくり上げた先輩議員の方に対して…

委員長 端的に意見を言ってもらえませんか。

意（13） …私は本当に申し訳ないと思いますので、私としてはもう反対です。

意（11） 今の御意見を拝聴すると、やはり私の考えとしては自分の持ち時間の 70 分の中でそれを完結するということが重要だと思います。ほかの方の一般質問に関して関連質問するということは、議長の整理権が大変だということじゃなくて、誰がやってもどこで止めるか、どういう規律があるかっていうところがありますので、そういう迷うって言うんですかね、関連質問の本当に今までどおり私どもが長年やってきた、倉田さんが見えない頃は本当に簡単な質問で、その意図が分からないんでちょっと教えてくれということで関連質問をする。そして、1 問でそれを答弁していただいて簡潔に済むというのが関連質問だったんですけども、どうも捉え方が、いろいろ捉え方によってはその質問に深く関わっていく、あるいはその質問をされた方の意図と違った質問をしていく、そういう方向性が非常に議長として議事整理権が非常に難しいというふうに私は思っておりますので、そういうことであるならば、自分の持ち時間 70 分の中でしっかりと質問をする。もし関連質問がしたかったら、次の一般質問の開会の定例会のときにそれを含めて一

般質問をするというようなルールにしていけば、関連質問はそんなに必要性を感じないというふうに考えております。

意（12） 関連質問については、廃止する必要はないと今考えております。ただ、今のままだと関連質問についての捉え方の違いがあるようですので、運用についてもう少し明確にすることは必要であるかもしれません。

まず、1人1問というのは、1回しか質問できないというのではなくて、5分以内であれば答弁を受けて再度確認するということもできるという考え方でいいのではないかと思います。

また、確認のこの範囲について、単に答弁の内容を聞き直すだけではなくて、例えば、ある一般質問に対してこういう答弁があった場合、では、少し条件が違うこういう場合はどうなのか、そういった確認をするところまでは関連質問として認めていいのではないかと思います。

一方で、そこから全く別の視点に展開をしたり、さらに深く掘り下げていくのであれば、5分という関連質問の時間で行うのではなく、これはもう自分の一般質問として改めて取り上げればいいのではないかと考えております。

そういう範囲をある程度明確にした上で、関連質問そのものは残していくという方法がいいのではないかと考えます。

意（13） 1点、運用に関してなんですけど、これ前回も言いましたけど、もう一度ちょっと言わせてください。

議会改革特別委員会で以前の議会改革特別委員会の議事録読んでいただくと分かるんですけど、委員長が、1問ですけど、1質問という意味ではありませんので、この1問は1議題に対してということで5分以内っていうようなものを基本的には5分の中で質問と答弁のやり取りができるということ、おおむね1問ぐらいということがこの中で想定をされるわけですけども、これでこれはこのままでいいことでよろしいですかって言ってるんですよ。それで異議なしってなってるんですよ。だから1質問っていう意味ではありませんっていうふうに言ってるわけなんです、なので、何でそこで運用の中で1問なのか2問なのかっていう話がちょっとまた出てくるっていうことが、私これ以前決めてることですし、ここで委員長も確認してるので、それに関しては、何でそうなっちゃうのかなというのが不思議ですし、やはり私先ほど勝彦議員がおっしゃってた、やはり深く議論することが逆に言えば、私はすごく大事だと思ってます。だからこそ、この関連質問があるんじゃないんですか。ただ、何かよく言われるじゃないですか。確認するだけだったらその部署に行って聞けばいいじゃないかみたいなことをおっしゃるんですけど、やは

りそれは共通認識の中で問題が出てくればそれは議員として聞くべきだし、それが議員としての使命だし、一般質問っていうのは市政をただすものであるので、その関連質問ということですので、私はそのように理解しております。

委員長 委員長として、今倉田委員が言われた前回の議事録云々という話がありましたけれども、1 質問は、質問 1 回という意味ではなくて、1 議題に対して 1 質問という意味だよということはそのときに多分確認したと思うんです。だから、この人にも関連する、この人にも関連する、5 分以内だったら 2 人にも 3 人にも関連するという意味ではありませんよということをそれ説明しただけの話ですから。ですから、一つの議題に対して関連する質問は 1 回しかできないのかどうなのかということは確認されてませんので、そこでは。関連できるのが 1 回だけですよという意味で 1 質問なんです。そこをちょっと勘違いなされていると思いますので。だからその時にはもう決まっていますからって言われてますけども、そこで決定しているのは、1 つの関連に限りますよと。1 つの質問にしか関連できませんよということの確認ですからね、その場面は。

ですから、質問の回数的なものっていうのは、例えば極端な言い方ですけど、多分議長とか委員長とかが一番困るのは、明確な答弁でない場合にもう一回聞かせなきゃ分かんない場合があるんですよ。そうすると、もう一回聞きますよね、当然。そうすると、2 回だから駄目じゃないかみたいな話になるんです。それがこの議事進行の難しいところなんです。それを回数だけをもって、あの議員はオーケーでどうしてこちらの議員は駄目なんだみたいな話になりがちなんです。それが議事進行の難しさなんです。だから、それを考えると、その 1 回というものをどのように捉えるのかということ、例えば明確化できるのかどうなのかということも含めて、一度考えていただいたほうがいいんじゃないかなということと、それから、もう一個は、先ほど鈴木委員が言われたように、この関連質問の出来上がった経緯というのは、やはりあくまで確認です。確認をするための関連質問です。うちはその形でしか進んで来なかった。それは明文化されてません。されてませんけども、それを暗黙のルールで皆さんどの議員さんも過去守ってやってきてるんです。

もう一つ許されとったのは、同じ会派からの関連質問です。特に共産党さんが 3 人おられたときなんかは、結構その中で関連をし合って、ちょっと聞くことが足らなかったところを関連質問でやられとった覚えはあります。これは同じ会派の話ですので、関連される議員さんもそんなに悪い気分じゃないのかもしれませんが。それからもう一つ、昔よく出た話では、答弁とかの確認ではなくて、関連して新たなことをそこで聞いたりするということは、これ 2 度目の一

般質問なんですよ。テーマで挙げているのは自分じゃないじゃないですか。テーマで挙げてるのはほかの議員さんじゃないですか。その方のテーマを自分の一般質問として使っているという形にとられる。これは事実、そういうふうなことを言われた議員さんも見えました。

だから、一般質問を使って議員間で議論を深めるということはありませんので。ないじゃないですか。想定できます。一般質問のときに、議員同士が議論し合うなんてことはありませんよね、全く。だからそれはそれぞれの議員さんの思いでしかないんです。私はこういう思いで関連質問してますよっていうことを思って、多分倉田委員は言ってると思うんですよ。

「13 番。」と発声するものあり。

委員長 まだ、話し終わってないですから。いや、だからその…

「個人的な話ばかりされてる。」と発声するものあり。

委員長 個人的な話じゃないです。こういうことがありましたという話をしてるんです。

「いや、違うよね。ちょっとすみません。」と発声するものあり。

委員長 あなたいないときの話ですよ、私がしているのは。

「いるときだって、長谷川さんだってしてたじゃん。そんな今おっしゃったような関連質問…何を言っているのか全然分からない。」と発声するものあり。

委員長 何を言っとるのか分からない。

「名前出たですけど、何をもって私の名前を出したのか。失礼じゃないですか。」と発声するものあり。

「だって私がいないときの話って言ってるけど、私がいるときだってそういうことがあったわ

けだから、言ってるだけの話で。間違ってますよって言ってるだけです。」と発声するものあり。

「ごめんなさい。勝手に名前出されたんですけど。」と発声するものあり。

委員長 何のことか聞きますか。倉田委員、何のことですかって伺ってますが。

意（13） だから、元は何かと言えば、私は北川議員が個人的な今意見をおっしゃってるので、委員長は議事進行してほしいんですよ。それに徹してほしいんです。もし御自分の意見を言いたいのであれば、副委員長と代わるべきだと思ってますし、私は今おっしゃったことが、長谷川議員は、以前、私の一般質問に対して関連質問しましたが、それが確認ではないこと、先ほどおっしゃったような。だから、私の一般質問だから同じ会派でもないわけですよ、そういうことだってされてきてるわけだから、そういう事実だって今までありましたから、私がいなくてというのは間違ってますよっていうことを言ってるんです。

「その事実はなんですか。それをちゃんと教えてください。どういう。私がしたの。勝手にそんな想像で物を言うだけじゃなくて、何を言ったっていうことをちゃんと示して私が言ったってというふうに言ってもらっていいですか。」と発声するものあり。

意（13） 今それすぐぱっと会議録出せませんので、またそれは出します。

「だったら私の名前もすぐに言わないでほしいです、勝手に。想像で物を言わないでください。」と発声するものあり。

意（13） 別に後できちんとそれは証拠はお見せします。会議録、見たいっていうんだったら私は示します、それは。ただ、私は何が言いたいのかっていうと、北川委員長が個人的な話をしてますし、それが間違っていることを私は言ってると思ったから言ってるんです。話をそれをしたいのであれば、それは副委員長と代わってください。

委員長 私、委員長として話してますよ。個人的な…

「だから委員長としてだったら、間違ってること言わないでほしいってことを言ってるんで

す。」と発声するものあり。

委員長 間違ってることは言ってないですよ。あなたのいなかった時代の議会ではこうでしたよという話は間違ってますよ。それを何か長谷川委員の名前を急に言い出して、そこに関連づけて物を言ってますけど、私その話してませんよ。

「結構です。」と発声するものあり。

「結構ですじゃなくて…」と発声するものあり。

委員長 いやいや、だから、失礼があったじゃないですか。

意(13) 過去の話をするのは、非常に私は勉強になるからいいことです。いいことですが、それはそれで過去がこうでしたっていう話は、委員としてしていただきたいということ言ってるんです、私は。

「私がした。何かそれはやめてください。勝手に名前を言って、ちゃんと事実を、こういう質問したからそういうことを言ってますよっていうふうに言うんであればいいんですけど、勝手にそうやって私がしたって、そんなこの会議で個人名を挙げて言うのはやめてほしいな。」と発声するものあり。

意(13) 今の長谷川委員の発言っていうのは、正式なこれ発言ですか。手挙げてもないし、指名もしていないんですけど。私、先ほども別に指名されて話したわけではありませんけど。

「手挙げて話してます。」と発声するものあり。

「そうですか。」と発声するものあり。

意(13) 今の話も長谷川委員のお話もこれ正式な議事録ではないということですか。全然手挙げて話していないんですけど。

「そこは取り消してください。」と発声するものあり。

意（13）　今も何か不規則発言されてるんですけど、どうなんですか。全然分からないんですけど。

委員長　よろしいですか。

整理しますけど、私が言ったのは、委員長として過去にはこういう経緯があって関連質問みたいなものができましたよという話で、こういう問題も起きたことがありましたよという話。それを私はしたまでであって、そこに対して、あなたが長谷川委員の名前を出して、こういうことがありましたということと言われたんですけど、こういうことがありましたという内容を全然示すことなく長谷川委員の名前を言われたんで、長谷川委員がちょっと問題じゃないかという発言をされたというのが経緯ですから。

どちらにしても、私が言ったことは、倉田議員が議員になる前の話のことをしてるんですから、今の話、長谷川議員がこうだった、ああだったという話は私がしてるわけじゃありませんので。ですからそのところはもう完全に関係ありませんから。

「事務局、すいません。今手挙げてないって言うなら、そこ全部削除しといてください。」と発声するものあり。

「今も挙げてないのに不規則発言ばかりですよ。委員長、議事進行してください。委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長　暫時休憩します。

休憩　午前 11 時 26 分

再開　午前 11 時 32 分

委員長　それでは、会議を再開します。

議論のかみ合いが少し悪いのと、今まで皆さん方から出てきている意見というのは、おおむねそれぞれ変わらない御意見だと思います。

それでちょっと論点整理していきたいと思いますが、今このまま継続っていうのと、廃止というような意見がまず出ています。継続するためには、どっか解消する、こういう問題をなくせば継続してってもいいよというような形が取れるのかなということが一つ。それからもう一つは、運用を変えることによって継続することが可能になるのかなというのが一つ。

そういったところを含めて、端的な廃止というものではなく、継続するにはどうしたらいいのかというところを今後議論として進めていきたいと思うんですけども、そのような形でよろしいですか。

意（11） 委員長の話だと、もう廃止はなしという考えでいくわけですか。

クラブとしては廃止でお願いしたいと思います。

委員長 いや、廃止をなしっていう意味じゃないです。

ないですけど、論点的には、例えば、こういう今日までのレベルで言うと、いろいろと食い違いが起きたり、不公平感が出たり、様々な問題が起こる可能性がある。それから、今後取り回しをしていく議事進行においてもなかなか今の段階では難しいということで、廃止という御意見が今日ありましたけれども、それはそれで承っておいて、一つこれも一方ではありということです。

今まで出てきた御意見の中で、ここを明確にすれば問題なく進められるんじゃないかという方法を出すことによって継続というのも可能性はあるのかなということを思いますので、そのまま継続していくという御意見もある中では、そこも論点として残していかなきゃいけないものから、そういう考え方でやっていけないかなということで。

ですから、それは鈴木委員の廃止という考え方で言うのであれば、ここが直れば継続できるよというのを、また会派の中でも話をしていただければいいかなと思うんですけども。

意（11） 皆さん方からもし御意見いただいて、方向性が一致するようなことがあれば、それも検討のうちに入れさせていただきます。

議長 一般質問に便乗するとか、その手柄を取るみたいな話を私しましたが、やっぱり一般質問っていうのは、個人の議員さんが通告をして、その質問の権利を得た、その一般質問、だからその人の権利なんです。だから関連質問ができるからといって、その質問に便乗するとかっていうのは、やっぱりその権利を侵害しているということになりますので、もう本当に一回、そのところをよく考えていただいて、関連質問を継続するなら。

この関連質問をやらないってことになると、動議で関連質問、ここの疑義を確かめたいよということの運用になっていくと思うんですけど、一回そのあたり個人個人でも調べていただいて、

その方の一般質問の権利なので、その権利を害することのないような議員活動をしていかないといけないのではないかなというふうに思いますので、そのあたりのことを認識して進めていっていただきたいと思います。

意（13） すいません、ちょっと権利を害するって意味が分からないんですが。

「調べていただければ結構です。」と発声するものあり。

意（13） 直子議員のその権利を害するっていうのは…

「一般質問っていうのは、私…」と発声するものあり。

意（13） ちょっとすいません。正式に手挙げて言ってもらっていいですか。委員長の指名されてから正式な議事録を残していただきたいので、お願いします。

「じゃあ、さっき言ったとおりなんでいいです。」と発声するものあり。

委員長 今、議長が発言されたことは、こういう見方もあるからという外からの意見ですので、そういう視点も持って考えてくださいということと言っただけですから、だからそれが正しい、正しくないという話ではありません。それを議論して賛同する、賛同しないという話をするものでもありませんので、捉え方としてそういう捉え方をしてください。

それでは、次回は9月定例会の会期中にできれば開催したいと思うんですけども、ただ、先ほど代表質問の運用に関しては市政クラブさんにクラブ案をというお話をさせていただいたこともありますから、また日程は後日決めさせていただくような形でよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の案件はこれで終了とさせていただきます。

議会改革特別委員会を終わらせていただきます。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 38 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長